

中小企業等による感染症対策助成事業

D コロナ対策リーダー配置飲食店等の申請コース Q&A

(1) 申請に関するご質問

Q1 対象となる事業者は？

A1 東京都の「コロナ対策リーダー（研修修了済み）」が配置された飲食・酒類を提供する店舗・施設が対象となります。

Q2 コロナ対策リーダーについて教えてほしい

A2 コロナ対策リーダーの登録方法に関することは東京都防災ホームページや、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにお問い合わせください。

<東京都防災ホームページ>

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

<東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター>

電話番号：03-5388-0567（9時から19時まで（土日祝日含む））

Q3 コロナ対策リーダーを店舗に配置していないと申請できないか？

A3 本事業は、店舗にコロナ対策リーダーを配置している中小事業者様への支援事業となりますので、配置されていない場合は申請できません。まず、コロナ対策リーダーの登録、研修の終了をお願いいたします。

コロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページや東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにてご確認ください。（Q2参照）

Q4 コロナ対策リーダーは配置しているが協力金の対象ではない。この助成金の対象となるか？

A4 協力金の対象か否かに関わらず、以下を満たした店舗については対象となります。

- (1) 申請者が営業する都内の店舗であること
- (2) コロナ対策リーダーが配置されている店舗であること
- (3) 本コースで既に助成を受けた店舗でないこと
- (4) 注文に応じその場所で調理した飲食料品を提供し、飲食可能なスペースを有する店舗であること

その他の申請要件もございますので、要項「15 申請要件」をご確認ください。

Q5 本店は他県にあり、店舗は東京にある。その場合でも申請できるのか？

A5 コロナ対策リーダーを設置している都内店舗分については申請することが可能です。
その他の申請要件もございますので、要項「15 申請要件」をご確認ください。

Q6 申請は、各店舗が行うのか？

A6 申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営している事業者が申請してください。運営している店舗が複数ある場合は、1回10店舗までまとめて申請できます。10店舗を超える場合は複数回に分けてご申請ください。

Q7 申請店舗は複数あるが、複数店舗分をまとめ買いしてもよいか、注意することは何かあるか？

A7 まとめ買いは可能です。但し、申請の際は、領収書やレシートを募集要項の内容にそって整えて、公社所定の「内訳書」に使用店舗ごとに消耗品名や数量、金額を正確に転記いただくよう、ご注意ください

Q8 助成金の上限はあるのか？

A8 助成金の限度額は、1店舗当たり3万円を上限としております。なお、申請する店舗数に上限はありません。

Q9 申請額に下限はあるのか？

A9 申請額に下限はありません。ただし、1,000円未満は切捨てとなりますのでご注意ください。

Q10 助成金の限度額まで受けるためにはいくら以上買えばよいか

A10 助成率は4/5のため、助成対象となる消耗品を37,500円分以上購入すれば、上限の30,000円の助成金となります。

Q11 助成金をもらうための流れを教えてください

- A11
- ① 助成の対象となる消耗品を購入する
 - ② 申請に必要な書類を整え、申請する
 - ③ 不備がなければ、助成金をお支払いできる旨の連絡が届く
 - ④ その後、口座に助成金が振り込まれる

Q12 消耗品を購入する際の支払方法で注意することはあるか？

A12 お支払いは、現金、口座振り込み、クレジットカード払い、電子マネー、デビットカードなどがご利用可能です。

なお、クレジットカードで購入した・購入する予定がある場合は、以下の全ての点について、ご注意ください。

- ① 4月1日から10月31日までの購入分が対象です。
- ② 購入代金分が銀行口座から引き落とされるタイミングは、4月1日から12月31日までである必要があります。2022年1月1日以降に引き落としされた場合は、助成金の**対象外**となりますのでご注意ください。
- ③ 申請内容にクレジットカードでの購入が一部でも含まれている場合には、申請書類のほか銀行口座からの引き落としが確認できる書類（Q14参照）が揃い次第、速やかに申請してください（最終期限は12月31日となります）。
- ④ 助成金のお支払いは、ご申請いただいた後になりますのでご注意ください。
クレジットカードを使わない方も4月1日から10月31日までの間に消耗品を購入してください。

また、電子マネー、デビットカードで購入した際の領収書・レシート等に「クレジット」と表示された場合は、領収書・レシート等に加えて下記の書類が必要になります。

<電子マネーの場合>

電子マネーにて消耗品を購入したことが分かるSF（電子マネー）履歴など取引履歴の写し

<デビットカードの場合>

銀行口座から引き落としされたことが確認できる書類

通帳の写し（通帳名義及び引き落としされたことがわかるページ）、またはインターネットバンキングの入出金明細など

※リボルビング払いによる支払いは対象外となりますので、ご注意ください。

Q13 領収書・レシート等で注意することはあるか？

A13 購入した領収書やレシートで、「購入した消耗品名」、「単価」、「数量」、「購入先」、「購入時期」を明確にさせていただく必要があり、1項目でも抜けていたり、不明瞭な場合は、受け付けることができません。

支払証票（領収書の宛名、利用明細、引き落とし口座確認書類の名義等）は下表1のとおりである必要があります。

<表1>

申請者	支払証票の宛名・名義(分類)	支払証票の宛名・名義	可否
個人 事業主	個人名のみ	申請者名と同一	○
		申請者名と異なる(従業員等)	○
	法人名		×
	法人名+個人名		×
	店舗名	申請店舗名と同一	○
		申請店舗名と異なる	×
法人	個人名のみ	代表者名	○
		代表者名以外(従業員等)	○
	法人名	申請者名と同一	○
		申請者名と異なる(グループ会社含む)	×
	法人名+個人名	法人名：申請者名、個人名：代表者名	○
		法人名：申請者名、個人名：代表者名以外(従業員等)	○
		法人名：申請者名と異なる(グループ会社含む)、個人名：代表者名	×
	店舗名	申請店舗名と同一	○
		申請店舗名と異なる	×

※注文明細や支払い明細単独では、支払証票として認められません。領収書の発行が難しい場合は、併せて以下のものをご提出ください。

【振込支払いの場合】

以下2点をもって領収書、レシートの代わりとさせていただきます。

- ・消耗品名・単価・数量・購入先がわかるもの（納品書や発注書、注文明細、請求書等）
- ・振り込み明細

【口座引き落としの場合】

口座引き落としの場合は、以下2点をもって領収書、レシートの代わりとさせていただきます。

- ・消耗品名・単価・数量・購入先がわかるもの（納品書や発注書、注文明細、請求書等）
- ・引き落としが確認できるもの（通帳の該当箇所のコピー等）

Q14 申請時にどのような書類が必要か？

A14 次のものがが必要です。

- ① 申請者の本人確認書類として、企業また個人事業主の代表者の方の免許証か保険証の写し
- ② 助成金振込口座の確認として、企業または代表者名義の銀行通帳の写し
金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人、預金種類、口座番号の記載があるページの写しが必要となります。
- ③ コロナ対策リーダーの確認書類として、コロナ対策リーダーの方のマイページの全ページ分の写し
申請店舗が複数ある場合は、全ての店舗におけるコロナ対策リーダーの登録を確認しますので、全ての店舗分必要です。
- ④ 飲食店営業許可書、又は、喫茶店営業許可書の写し
- ⑤ 助成対象となる消耗品を購入した領収書、又はレシートの写し※
4月1日～10月31日までに購入したものである必要があります。
- ⑥ 申請書
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 法人の場合のみ、発行3か月以内の履歴事項全部証明書の写し
※個人事業主の方については開業届は不要

※クレジットカードを利用した場合は加えて以下も必要となります。

- ・クレジットカード利用明細（利用付きの支払明細書）の写し
※引き落とし金額と合致させるため、該当月の総額が確認できる必要がございます。
- ・引き落としが確認できるもの（通帳名義及び引き落としされたことがわかるページ）の写し

※領収書、レシート上で申請の対象となる消耗品の区別が難しい場合（複数の店舗分まとめて購入した場合など）は加えて以下も必要となります。

- ・内訳書（公社指定書式）

Q15 申請書類に不備があった場合はどうなるのか

- A15
- ① 電子申請の場合は、不備理由をメールでご連絡いたします。その際、システムの都合上、申請内容が一旦削除されますので、不備内容を改めていただき、新たにご申請ください。
 - ② 郵送申請の場合は、不備理由とともに書類一式を全てご返却いたしますので、不備内容を改めていただき、新たにご申請ください。
 - ③ 不備・不足がないことを確認できたものから改めて審査し、交付決定となりましたら、助成金をお支払いできる旨をご連絡し、口座に助成金をお振込みいたします。

Q16 申請は、郵送のみか？

A16 郵送、電子申請にて受け付けております。

電子申請については、以下の URL よりお願いいたします。

<https://covid19-kosha.tokyo/>

Q17 感染症対策事業のAコース、Bコース、Cコースに申請予定だが、このDコースにも申請できるか？

A17 申請できます。ただし、1つの商品に対し、2重に助成を受けることはできません。

Q18 購入単価が税抜10万円以上の場合の対象となるか？

A18 1点あたり税抜10万円未満のものが対象となります（1点の購入単価が税抜10万円のものは対象外です）。

（2）助成対象に関するご質問

Q1 CO2濃度測定器が対象とあるが、そのほかの機能が付いたものはダメなのか？

A1 CO2濃度を測定できる機能があれば対象となります。例えば、一般の空気清浄機は対象外となりますが、CO2濃度を測定できる機能がついた空気清浄機は対象となります。但し、助成限度額は3万円となりますので、対象を超えた部分については、助成対象外となります。また、1点当たり税抜10万円を超えるものは全額対象外となりますので、ご注意ください。

Q2 アクリル板が補助対象ということだが、設置工事費も見てもらえるのか？

A2 消耗品の購入経費が対象ですので、工事費は対象外となります。

Q3 アクリル板は、他の素材のものでも構わないのか？

A3 人と人との間に設置し、飛沫拡散防止を行えるものであれば材質は問いません。但し、助成限度額は3万円となりますので、対象を超えた部分については、助成対象外となります。また、1点当たり税抜き10万円を超えるものは全額対象外となりますので、ご注意ください。

Q4 消毒液とは、具体的な商品の制約はあるのか？例えば、除菌シートはダメか？

A4 消毒や除菌を目的とした消耗品（液やシートなど）であれば問題ありません。ただし、空間除菌を目的とした消耗品は対象外となりますので、ご注意ください。

Q5 CO2濃度測定器、アクリル板、消毒液しか対象にならないのか？

A5 今回は、コロナ対策リーダーが店舗内で行う基本的な感染防止対策に対する取り組みを促進する目的から、基本的に以下の3点に類するものが助成対象となります。

- ① CO2濃度測定器…コロナ対策リーダーが店内を換気する際、そのタイミングを見える化するためのものとして
- ② アクリル板…店内において人と人とを遮蔽するためのものとして
- ③ 消毒液…手指やテーブル等を消毒するものとして

※ディスペンサーをご申請の際は、対象消耗品である消毒液を併せてご申請いただく必要があります。

Q6 類するもの、とはどういう意味か？

A6 記載している消耗品と同等とみなすことができるものとなります。

- ① 消毒液については、ボトルに入った消毒用のもののほか、石鹼、消毒シート、除菌シート等です。機材等は対象とすることはできません。ディスペンサーをご申請の際は、対象消耗品である消毒液を併せてご申請いただく必要があります。
- ② アクリル板については、木材の遮蔽板、パーテーション、ビニールシート等です。

Q7 今回のコースで対象とされている消耗品以外にも、マスク、フェイスシールド、換気用扇風機やサーモカメラなど、10万円未満で購入が可能な消耗品が色々あり、助成金で購入したい場合はどうすればよいか？

A7 Bコースは、3者以上の共同申請となりますが、感染防止対策の取り組みに直接関係するもの、かつ、1点あたり10万円未満の消耗品を助成の対象としていますのでご利用をご検討ください。

助成率は2/3、助成限度額は全体で30万円です。

Q8 感染防止対策として、1点あたり10万円を超える物品や店内工事などを行う場合はどうすればよいか？

A8 Aコースは、中小企業者の単独申請となりますが、感染防止対策の取り組みに直接関係する備品の購入及び内装工事費等が助成対象となりますのでご利用をご検討ください。

助成率は2/3、助成限度額は備品購入のみの場合は50万円、内装・設備工事を含む場合は100万円、換気設備を設置する場合は200万円です。

Q9 購入した消耗品の送料は対象になるのか？

A9 送料は対象とはなりません。

Q10 消耗品購入時にクーポン（各種ポイント、割引サービス等）を利用した場合、クーポン利用金額は対象となるのか？

A10 クーポン（各種ポイント、割引サービス等）を利用し消耗品を購入した場合、クーポン利用分が差し引かれた残りの支払い金額が対象となります。全額クーポンで購入した場合は対象となりませんのでご注意ください。

Q11 消耗品は使い終わったらまた申請できるのか？

A11 一度助成を受けた店舗は申請できません。コロナ対策リーダーを配置する都内店舗が複数ある場合、助成を受けていない店舗については別途、申請することができます。

Q12 使わなくなった消耗品は売ったり譲ったりしてよいか

A12 ① 助成を受けた消耗品は申請店舗で使用いただくようお願いします。

- ② 他社への転売や、他の店舗への使いまわしや転売等が発覚した場合は助成金の返還を求めるほか、悪質な場合には警察への通報することもあります。